

# 第7期荒尾市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

【概要版】

荒尾市

## 計画の総論

P1

- 計画期間：平成30年度から平成32年度まで
- 計画の根拠法令：介護保険法第117条
- 策定体制：荒尾市介護保険運営協議会による審議

## 計画の趣旨

P1

高齢化の進展が急速に進む中、介護保険制度を円滑に運営していく必要があります。そのため、介護が必要な人数や利用者の要望するサービス内容などを把握し、将来見込まれる介護サービスの量や種類、サービス基盤の整備などを盛り込んで、策定するものです。

## 高齢者の現状① 高齢者人口の将来推計

P3

単位：人

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
前期高齢者数	8,271	8,377	8,483	8,589	8,695	8,801	7,173
後期高齢者数	8,888	8,952	9,018	9,081	9,147	9,211	10,370
合計	17,159	17,329	17,501	17,670	17,842	18,012	17,543
高齢化率(%)	31.8	32.4	32.9	33.4	34.0	34.5	34.9

※国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月）

## 高齢者の現状② 要介護認定者数の将来推計

P4

単位：人

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要支援1	381	329	231	230	235	264	313
要支援2	450	464	410	415	426	427	461
要介護1	817	839	911	937	966	975	1,144
要介護2	746	740	716	674	675	681	724
要介護3	422	444	448	464	478	497	575
要介護4	396	423	442	449	451	469	533
要介護5	248	235	216	213	214	226	246
合計	3,460	3,474	3,374	3,382	3,445	3,539	3,996
認定率(%)	20.1	20.0	19.3	19.1	19.3	19.6	22.8

※H27・H28は実績値。H29以降は地域包括ケア「見える化システム」推計値による。

## 基本方針

P22

# 「健やかで安心できる暮らしをつくる」

(新・第5次荒尾市総合計画から)

## 基本理念

P23~41

### 地域包括ケアシステムの推進

#### 【重点施策】

- 生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進
  - 自立支援に向けた介護予防・生活支援サービスの充実
  - 地域ケア会議の充実
- 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築
  - 認知症サポーターの養成及び活動活性化
  - 認知症地域支援推進員の活動と認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
  - 成年後見制度の利用促進に向けた取組の推進
  - 高齢者虐待防止の体制整備
- 在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実
  - 医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくり
  - 地域包括支援センターの人員体制の強化
  - 「くまもとメディカルネットワーク」を活用した医療・介護の連携推進
- 住民の希望、地域の実情に応じた多様な住まい・サービス基盤の整備・活用
  - 早急な対応が必要な方への対応
  - 高齢者向け住まいの確保
  - 高齢者の移動手段の確保
- 多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上
  - 介護給付の適正化に向けた取組の推進

## 介護給付費の適正化

P56～59

介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定したうえで、受給者が真に必要なサービスを適切に提供することが求められます。

そのため、熊本県が策定する「第4期熊本県介護給付適正化プログラム（H30～H32年度）」に基づき、さらなる取組を推進します。

### 【最重点項目】

- ケアプラン点検
- 医療情報突合・縦覧点検

### 【重点項目】

- 要介護認定の適正化

## 地域密着型サービスの整備

P60

### 【長寿社会に向けての市民意識調査】

要介護状態となっても、在宅生活を希望された方…全体の約7割

### 【在宅介護実態調査】

施設入所は検討していないと回答された方…全体の約7割

在宅生活の支援が必要

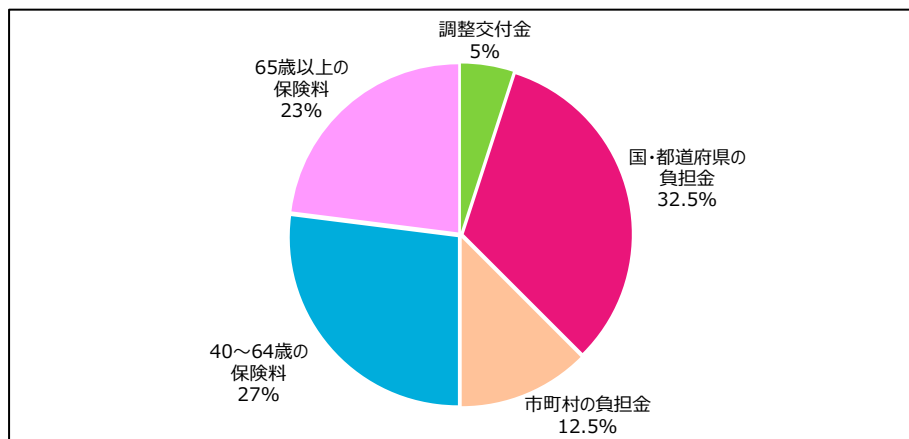
本市が平成25年度に整備した小規模多機能型居宅介護事業所は、ほぼ定員に達している状況

**日常生活圏域(中学校区単位)に1か所ずつ整備することを目指し、平成30年度に2か所公募を実施する。**

## 第7期(H30～H32年度)の介護保険料

P61～64

### 【介護保険給付費の財源】



### 【介護保険料】

### 介護保険料基準額…月額5,800円（第6期と同額）

※第7期計画期間中に見込まれる介護給付費等から算出すると、介護保険料は6,300円とする必要があります。しかし、別途積立てております介護給付費準備基金から、3年間で2億5千万円程度を取り崩すことによって、第6期から据え置きます。

### (参考)

平成37年度（第9期）の保険料推計…月額8,300円

今後、さらなる高齢化の進展によって、介護給付費は増加することが見込まれ、それに伴って介護保険料も上昇することが想定されます。

将来の介護保険料の上昇を少しでも抑制するために、介護給付費の適正化や介護予防活動の推進に取り組みます。